

28 水 漁 1 4 9 7 号

平成 29 年 2 月 23 日

水産政策審議会

会長 馬場 治 殿

農林水産大臣 山本 有二

漁業経営の改善に関する指針の変更について（諮問第 2 7 6 号）

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和 5 1 年法律第 4 3 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、漁業経営の改善に関する指針を別紙のとおり変更したので、同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。